

四国中央市建築物における木材の利用の促進に関する方針

平成25年12月1日

四 国 中 央 市

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、木材利用促進本部が定める「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定。以下「国基本方針」という。）及び法第11条第1項の規定に基づき愛媛県が定める「建築物における木材の利用の促進に関する方針」（以下「県方針」という。）に即して、法第12条第1項の規定に基づき四国中央市の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「方針」という。）を定めるものである。

第1 市の区域内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用の促進の意義

森林は、国土の保全、水源かん養、自然環境の保全、公衆の保健、林産物の供給等の多面的な機能の発揮と通じて、四国中央市の市民生活及び経済の安定に重要な役割を担っており、この森林の有する多面的機能が、持続的に発揮されることが極めて重要である。

本県の人工林資源が本格的な利用期を迎える中、県産材（県内で生産された木材をいう。以下同じ。）利用を一層促進することは、林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備を通じて、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域経済の活性化にも資するものである。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、県産材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

こうした中、平成22年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定されて、公共建築物において木造化や内装等の木質化が進められてきた。また、近年は、強度等に優れた建築用木材であるCLT（直交集成板）や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化やあらかわしでの木材の利用がしやすくなるなど、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物においても先導的な取組として中高層木造建築物等が建築されるようになってきている。

このような状況から、公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における木材の利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域の経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。

2 木材の利用を促進すべき公共建築物

木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物とする。

3 施策の具体的方向

公共建築物は、広く県民一般の利用に供するものであることから、木材の利用の促進を通じ、これらの公共建築物を利用する多くの市民に対して、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。そのため、市が整備する公共建築物において、率先してCLTや木質耐火部材等を含む木材の利用に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材の特性やその利用の促進の意義について県民の理解の醸成を効果的に図ることができる。

また、公共建築物において率先して木材の利用を図ることにより、公共建築物以外の建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

こうしたことから、公共建築物について、率先して木造化及び内装等の木質化を促進するものとする。また、建築材料としての利用はもとより、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

具体的には、建築材料としての木材の利用の促進の観点からは、特に4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、公共建築物において使用される机、椅子、棚等の備品及び文房具類の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図る。更に木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮し、その促進を図るものとする。

4 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、2の木材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を推進するものとする。

なお、その際、木造と非木造の混構造とすることが耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を推進するものとする。

但し、災害時の活動拠点等の施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては対象外とする。

平成27年6月に施行された建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）により、3階建ての木造の学校や延べ面積 3,000 平方メートルを超える木造建築物等について、一定の防火措置を行うことで木材が見える「あらかし」で設計が可能となった。

さらに、令和元年6月に施行された建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）により、4階建て以上の中高層建築物についても一定の防火措置を行うことで木材が見える「あらかし」で設計が可能となった。

また、平成28年3月には、CLTを指定建築材料へ位置付けるとともに、構造計算に用いる基準強度等を定める告示改正を行い、平成28年4月にはCLTに関する建築基準法に基づく告示（一般的な設計方法）が公布・施行されたことにより、一般的なCLTパネル工法による建築物については国土交通大臣による個別の認定が不要となり通常の建築確認手続で建築できるようになった。さらに、平成28年3月には準耐火構造の仕様を追加する告示改正を行うことで、CLT等の面材を燃えしろ設計で利用できるようになった。平成29年9月には、枠組壁工法に係る改正告示が公布・施行され、告示に基づく構造計算を行うことで枠組壁工法の床板及び屋根板にCLTを用いることが可能となり、その後、平成31年3月には、構造計算に用いる基準強度に係る改正告示が施行され、CLTの樹種について従来のスギより強度のあるヒノキ、カラマツ等の基準強度が定められ、樹種の強度に応じた設計が可能となった。

引き続き、安全性を確認した上で、中大規模建築物等における木材の利用を促進するため、建築基準の更なる合理化等に取り組んでいくものとする。

5 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再生林を確保するなど、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国、県又は市町が講ずる関連施策に協力しつつ、法第6条の規定を踏まえて木材の利用が促進されるように木材の安定供給に努めるとともに、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再生林等の適切な森林施業の確保並びに合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）第2条第2項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、建築物を整備する者は、その整備する建築物において木材を利用するに当たっては、クリーンウッド法の趣旨を踏まえるとともに、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第2条第1項に規定する環境物品等に該当するものを選択するよう努めるものとする。

第2 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標

市が整備する公共建築物のうち、第1の4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物において、木造化を推進するものとする。

また、整備する公共建築物について、市民が利用する機会が多い部分を中心に内装等の木質化を推進するものとする。

なお、木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の進捗や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、製材等のほか、CLTや木質耐火部材等の活用、部材単位の木造化等の技術の活用を検討し、利用促進を図ることで、市以外の者が整備する公共建築物への積極的な木材の活用を促進するものとする。

さらに、整備するすべての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を推進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

そして、公共工事においても豊かな生活環境や自然環境を保全するため間伐材の利用促進を推進するものとする。

第3 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、生産性の向上・木材需給に関する情報の共有を図り、公共建築物の整備における木材の製造の高度化、及び流通の合理化、合法性等が証明された木材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

第4 その他公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

- 1 市以外の者が整備する公共性の高い建築物においても、木材が利用されるよう建築主に理解と協力を得るよう努める。
- 2 市は公共建築物における木材の利用を促進するため、市内関係部局間の連絡、調整等を円滑に行う。この場合の庶務は農林水産課が行うものとする。
- 3 本方針の公共施設等における木造化・木質化を推進する具体的な対象施設等は別紙1のとおりとする。
- 4 公共建築物における木材の利用状況や情勢の変化に鑑み、必要が生じた場合は、市方針を変更することとする。

附則

この方針は、平成25年12月1日から適用する。

この方針は、令和6年1月19日から適用する。

(別紙1)

対象施設等の種類

区 分	木造化・木質化を推進する対象施設
木造化の推進	<p>○小学校・中学校・保育所・幼稚園の校舎、体育館等 ○養護施設・福祉施設・老人ホーム・医療施設等 ○集会施設・スポーツ・武道・文化施設等 ○観光施設・旅客施設・種々管理事務所等 ○公営住宅 ○公共建築物以外の一般建築物</p> <p>※市民等の利用形態や用途、周辺環境との調和などから木造化が適当であり、木造にふさわしい施設 ※公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体を対象</p>
木質化の推進	<p>○上記「木造化の推進」対象施設のうち非木造施設の内装等</p> <p>※高齢者や児童生徒が利用することが多く、滞在時間が長くなるなどのために室内環境を重視することが必要な施設</p>
木製品の導入の推進	<p>○市施設の机・椅子・書架等事務用品全般 ○小中学校等教育施設の机・椅子・書架等</p> <p>※優しい執務環境づくりに適切であるとともに、身近な物品への木材利用を市民に対して啓発できる事務用品</p>
公共事業での間伐材の利用推進	<p>○休憩施設・遊具・ベンチ・緑化支柱等の公園施設関係 ○擁壁工・法面保護工・水路工・種々柵工等の農林土木・河川施設関係 ○落下防止柵・標識等道路施設関係</p> <p>※市民等施設利用者の安全、動植物棲息の促進による生態系の保護、景観維持等に配慮を要する施設</p>